

岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用に製造されたヘルメット（以下、「ヘルメット」という。）の購入費の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ヘルメット

自転車乗車時に頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク (EN1078 に限る)

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 児童生徒等

当該年度に満7歳以上満18歳以下となる者をいう。

(3) 保護者等

児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者又は、児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者をいう。

(4) 高齢者

当該年度に満65歳以上となる者をいう。

(5) ヘルメット販売事業者

ヘルメットを販売する事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及び高齢者とする。

(1) ヘルメットを購入する日及び補助金の交付申請をする日において、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録され、ヘルメットを着用して自転車を利用する者

(2) 過去に岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金又は愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調による同補助金の適用を受けていないことを含む）

- (3) 愛知県暴力団排除条例(平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと
- (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと
- (5) ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (6) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、第 4 条に規定する補助対象者が、ヘルメット販売事業者の店舗等において、当該年度内に購入を行うヘルメットの購入費とする。

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、かつ 2,000 円を上限とする。

2 前項に規定する額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者 1 人につきヘルメット 1 個かつ 1 回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 7 条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対し、当該年度末までに提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者が児童生徒等の場合、申請者はその保護者等に限る。ただし、保護者等の申請が困難と認められる場合又は市長が認める場合は、児童生徒等補助対象者本人が申請することができるものとする。

3 保護者等が申請する場合は、その保護者等は第 4 条第 3 号から第 6 号のいずれにも該当する場合に限る。

(補助金の交付決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し補助金の交付を適当と認めたときは、岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第 2 号）により、補助金の交付を不適当と認めたときにあっては岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者は、翌年度 4 月 8 日までに岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金請求書（様式第 4 号）により、市長に対して補助金を請求するものとする。

2 市長は、請求書を受領したときは、その内容を審査した上で速やかに補助金を交付するものとする。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 関係法令等に違反したとき。

(3) 第3条から第4条までに規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金取消決定通知書（様式第5号）により、当該補助対象者に通知する。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた申請者は、すみやかに、当該返還の請求を受けた補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。